

新ごみ焼却施設整備・運営事業

入札説明書

令和2年9月1日

会津若松地方広域市町村圏整備組合

目 次

第1章 用語の定義	1
第2章 入札説明書の趣旨	4
第3章 事業の概要	5
1. 事業名称	5
2. 対象となる公共施設等の種類	5
3. 公共施設等の管理者	5
4. 事業用地	5
5. 事業目的	5
6. 新ごみ焼却施設整備の基本方針	5
7. 本施設の概要	6
8. 事業の内容	7
9. 予定価格及び入札書比較価格	10
第4章 応募に関する事項等	11
1. 応募者の構成等	11
2. 応募者の参加資格要件等	12
3. 参加資格の確認	15
4. 応募者の失格及び構成の変更	15
5. 応募に係る留意事項等	16
第5章 提案審査及び事業者選定	17
1. 事業者の選定方法	17
2. 事業契約締結までの手順（フロー）	17
3. 選定委員会の設置	19
4. 審査手順	20
5. 入札手続き等	21
第6章 提出書類	27
1. 資格審査（第一次審査）時の提出書類	27
2. 入札説明書等に関する質問がある場合の提出書類	27
3. 資格審査通過者が入札を辞退する場合の提出書類	27
4. 提案審査（第二次審査）時の提出書類	28

第7章 入札書等及び技術提案書の作成要領	31
1. 一般的事項	31
2. 入札書等	32
3. 技術提案書	33
4. 設計図書	33
5. 提案図面	33
第8章 契約に関する事項	34
1. 基本協定の締結	34
2. SPC の設立等	34
3. 事業契約の締結	34
4. 本組合議会の議決	35
5. 契約保証金の納付等	35
6. 違約金特約事項	35
第9章 事業実施に関する事項	36
1. 資金調達	36
2. 保険	36
3. 本組合と事業者の責任分担に関する考え方	36
4. 事業契約上の債権の取り扱い	36
5. 事業用地に関する事項	37
6. 誠実な事業遂行義務	37
7. 事業の部分委託等	37
8. 技術者の配置	37
9. 本組合によるモニタリング	37
10. 地元雇用及び管内業者の活用	38
11. 法制上及び税制上の措置に関する事項	38
12. 財政上及び金融上の支援に関する事項	38
13. その他事業実施に際して必要な事項	38
14. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	39
第10章 その他	40
1. 情報公開及び情報提供	40
2. 入札に伴う費用の負担	40
3. 事務局（問合せ先）	40

【添付資料】

添付資料1	事業用地
添付資料2	事業用地位置図
添付資料3	リスク分担表
添付資料4	事業スキーム
添付資料5	入札書等の提出用封筒作成要領
添付資料6	工事費及び運営費
添付資料7	運営費の改定
添付資料8	モニタリング及び運営費の減額等
添付資料9	地元貢献額の算定方法

【付属資料】

1. 要求水準書【設計・建設工事編】及び【運營業務編】
2. 落札者決定基準書
3. 基本協定書（案）
4. 基本契約書（案）
5. 建設工事請負契約書（案）
6. 運營業務委託契約書（案）
7. 様式集

第1章 用語の定義

番号	用語	定義
1	PFI 法	「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号改正令和1年法律第71号)をいう。Private Finance Initiative の略。
2	DBO 方式	PFI 法に準拠して、公共が自ら資金調達を行い、公共が一括して民間事業者に、設計・建設は請負わせ、運営は委託する方式をいう。Design：設計、Build：建設、Operate：運営の略。
3	本事業	本組合が実施する「新ごみ焼却施設整備・運営事業」をいう。
4	本施設	本事業で事業者が設計・建設し、運営する新ごみ焼却施設をいい、処理施設、プラント設備、建築物等を総称していう。本事業における公共施設等として位置づけられるものである。
5	処理施設	本施設のうち、処理対象物を処理する施設をいう。
6	プラント設備	本施設の設備のうち、処理対象物を処理するために必要なすべての設備(機械設備、配管設備、電気設備、計装制御設備等を含むが、これに限らない。)を総称していう。
7	建築物等	本施設のうち、プラント設備を除く建築物を総称していう。
8	処理対象物	構成市町村から排出され、構成市町村が許可・委託した収集業者が搬入する(又は直接持込まれる)燃やせるごみ、災害廃棄物(災害発生時のみ)及び本組合が所有する有機性廃棄物リサイクル推進施設(し尿処理施設)、ごみ破碎施設及びリサイクルセンターから排出される場内搬入物を総称していう。
9	本組合	構成市町村(1市7町2村)で構成する一部事務組合で、「会津若松地方広域市町村圏整備組合」をいう。
10	構成市町村	会津若松市、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町の1市7町2村を総称していう。
11	事業者	本事業を実施する特定の者をいい、落札者及び運営事業者を総称して又は個別にいう。
12	SPC	本事業の運營業務の実施のみを目的として落札者により設立される特別目的会社をいう。Special Purpose Company の略。
13	構成員	特定建設工事共同企業体を構成する企業をいう。
14	構成企業	事業者のうち、SPC への出資を行い、本事業の一部を請負又は受託することを予定している者をいう。
15	協力企業	事業者のうち、SPC への出資を行わないで、本事業の一部を請負又は受託することを予定している者をいう。
16	下請企業	事業者を構成する構成企業又は協力企業が、本事業を分担して請負又は受託した自らの業務の一部を、当該企業の責任において請負又は受託させる(予定も含む)者をいう。

番号	用語	定義
17	本工事	本事業のうち、本施設の設計・建設工事をいう。
18	建設事業者	本事業において、設計・建設工事を担当する者をいう。
19	本業務	本事業のうち、本施設の運営（運転管理及び維持管理を含むが、これに限らない。）に係る業務をいう。
20	運営事業者	本事業において、運営業務を担当する者をいう。
21	入札説明書等	入札公告の際に本組合が公表する書類一式をいう。具体的には、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準書、基本協定書（案）、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）、運営業務委託契約書（案）、様式集、その他これらに付属又は関連する書類を総称して又は個別にいう。
22	入札説明書	入札公告の際に本組合が公表する「新ごみ焼却施設整備・運営事業入札説明書」をいう。
23	要求水準書	入札公告の際に本組合が公表する「新ごみ焼却施設整備・運営事業要求水準書」をいう。
24	落札者決定基準書	入札公告の際に本組合が公表する「新ごみ焼却施設整備・運営事業落札者決定基準書」をいう。
25	管内業者 （管内企業）	本組合の入札参加資格登録において、構成市町村に本社若しくは本店を登録する企業をいう。
26	準管内業者 （準管内企業）	本組合の入札参加資格登録において、構成市町村に支店若しくは営業所を登録する企業をいう。
27	管外業者	管内業者及び準管内業者以外の企業をいう。
28	応募者	本施設の設計・建設工事、運営業務の能力を有し、本事業に参加する単独企業又は複数の企業で構成される者をいう。参加表明書に記載された構成企業及び協力企業で構成される。
29	代表企業	構成企業のうち、応募者の代表を務める者をいう。
30	資格審査通過者	応募者のうち、資格審査を通過した応募者をいう。
31	入札参加者	資格審査通過者のうち、本事業に係る入札提案書類を期限内に提出した者、すなわち本事業の入札に参加する者をいう。
32	落札者	選定委員会から落札候補者の選定を受けて、事業契約等の締結を予定する者として本組合が決定した入札参加者をいう。
33	入札提案書類	入札参加者が、入札説明書に規定する提案審査を受けるために本組合へ期限内に提出する「入札書」「技術提案書」その他これらに付属又は関連する書類を総称していう。
34	技術提案書	入札提案書類のうち、入札参加者が入札説明書等に基づき作成し、本組合へ提出する技術的な内容の書類をいう。
35	委員会設置要綱	「会津若松地方広域市町村圏整備組合新ごみ焼却施設整備・運営事業に係る事業者選定委員会設置要綱」をいう。

番号	用語	定義
36	選定委員会	委員会設置要綱に基づき、本事業の実施に必要となる事項の検討及び落札候補者の選定を行う目的で、本組合が設置する学識経験者等で構成される組織をいう。
37	基本協定	本事業開始のための基本的事項に関して、本組合と落札者の中で締結される新ごみ焼却施設整備・運営事業基本協定書に基づく協定をいう。
38	事業契約	本事業に係る基本契約、建設工事請負契約及び運營業務委託契約を総称していう。
39	基本契約	本事業の実施に際し相互の協力、支援等について、本組合と事業者の中で締結される新ごみ焼却施設整備・運営事業基本契約書に基づく契約をいう。
40	建設工事請負契約	本事業のうち、設計・建設工事に関して、本組合と建設事業者の中で締結される新ごみ焼却施設整備・運営事業建設工事請負契約書に基づく契約をいう。
41	運營業務委託契約	本事業のうち、運營業務に関して、本組合と運営事業者の中で締結される新ごみ焼却施設整備・運営事業運營業務委託契約書に基づく契約をいう。
42	運営マニュアル	本施設の安定した運転、保全及び職場の安全を保つために、運営事業者が作成するマニュアルをいう。
43	工事費	本施設の設計・建設工事に係るすべての費用に基づき、本組合から建設業者に支払われる対価をいう。
44	運営費	本事業の運營業務に係るすべての費用に基づき、本組合から運営業者に支払われる対価をいい、「固定費相当分」及び「変動費相当分」で構成される。
45	モニタリング	事業期間にわたり、建設事業者及び運営事業者が提供する公共サービスの水準を本組合が監視する行為をいう。
46	特許権等	特許権、実用新案権、意匠権、商標権及びその他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利をいう。
47	リスク	本事業の実施に当たり、基本協定等の締結時点ではその影響を正確には想定できないような不確実性のある事由によって、損失が発生する可能性をいう。
48	不可抗力	本組合及び事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由を意味し、天変地異等、騒乱、暴動、第三者の行為その他自然的又は人為的な現象のうち通常予見不可能なものをいう。ただし、法令等の変更は「不可抗力」に含まれないものとする。
49	ホームページ	本組合のホームページをいう。 (http://www.aizu-kouiki.jp)

第2章 入札説明書の趣旨

本入札説明書は、会津若松地方広域市町村圏整備組合（以下「本組合」という。）が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（以下「PFI 法」という。）に準じて、DBO 方式（Design：設計、Build：建設、Operate：運営）により発注する「新ごみ焼却施設整備・運営事業」（以下「本事業」という。）を実施する事業者を募集及び選定するにあたり、公表するものである。

なお、本事業は総合評価方式制限付一般競争入札により事業者を募集及び選定し、その手続き等については関係法令及び本事業に係る総合評価方式制限付一般競争入札実施要綱（令和2年8月24日決裁）に定めるもののほか、本入札説明書を含め、下記に記述する付属資料及びこれらに関する質問の回答は、本入札説明書と一体のもの（以下「入札説明書等」という。）とする。

また、本事業の基本的な考え方については、令和2年6月1日に公表した実施方針を基本としているが、入札説明書等に記述する本事業の条件等については、実施方針に関する質問の回答、意見及び提案等を反映しており、それら各書類の間に齟齬がある場合は、入札説明書等の記述及びその解釈が優先するものとする。

【付属資料】

1. 要求水準書【設計・建設工事編】及び【運營業務編】
2. 落札者決定基準書
3. 基本協定書（案）
4. 基本契約書（案）
5. 建設工事請負契約書（案）
6. 運營業務委託契約書（案）
7. 様式集

第3章 事業の概要

1. 事業名称

新ごみ焼却施設整備・運営事業

2. 対象となる公共施設等の種類

一般廃棄物処理施設

3. 公共施設等の管理者

会津若松地方広域市町村圏整備組合 管理者 室井 照平

4. 事業用地

福島県会津若松市神指町大字南四合字オノ神 504 番地外

(添付資料1 事業用地参照)

5. 事業目的

本事業は、ごみを安定的かつ経済的に処理するとともに、余熱の有効活用を行い、循環型社会に適した処理システムの確立を目的とする。

併せて、本組合は、本事業を民間事業者にも長期間、一括して実施させることにより、民間事業者の創意工夫による効率性等の発揮を実現化することで、本組合の財政負担の縮減及び公共サービス水準の向上を図るものとする。

6. 新ごみ焼却施設整備の基本方針

1) 基本性能が高く、災害に強い施設

安定的かつ効率的に処理を行い、災害に対して強靱な施設

2) 長寿命で経済性が高い施設

長寿命で事業費は可能な限り費用の圧縮を図り、将来の機器設備の更新を最小限に抑えることができる施設

3) 環境にやさしく、環境教育の拠点となる施設

先進的な技術を導入し、余熱の回収・利用にも優れ、環境教育や啓発の拠点機能を持ち、地域住民に親しまれる施設

4) 周辺環境と調和した施設

周辺環境に配慮し、プラント施設的なイメージを排して、自然景観と調和した施設

7. 本施設の概要

項目	概要
建設場所	福島県会津若松市神指町大字南四合字才ノ神 504 番地外 (添付資料 1 事業用地参照)
処理方式	ストーカ炉 (連続運転式)
処理対象物	1) 構成市町村から排出される燃やせるごみ 2) 本組合が所有する一般廃棄物処理施設から排出される場内搬入物 3) 構成市町村から排出される災害廃棄物
処理能力	196 t / 日 (2 系列、全連続燃焼方式) 災害廃棄物分 16t / 日含む
処理施設	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則に基づく一般廃棄物処理施設の技術上の基準や廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係るごみ処理施設性能指針を満たしているほか関係法令を遵守した処理施設とする。</p> <p>また、本施設は循環型社会形成推進交付金等 (以下「交付金」という。) の活用を予定しており、交付金制度におけるエネルギー回収型廃棄物処理施設の交付要綱に基づく交付率 1/2 の交付要件等 (エネルギー回収率 19.0%以上) を満たしている施設とする。</p> <p>なお、発電設備により発生した電力については、本施設内動力の一部を賄うとともに余剰電力を売電する計画であり、その売電収益は、本組合の収入とする。</p>
その他の施設構成	<p>1) 処理施設関連 ((1)~(3) は工場棟と合棟も可とする。)</p> <p>(1) 管理棟 (2) 計量棟 (3) 洗車棟 等</p> <p>2) 附帯施設、外構施設等</p> <p>(1) 防災設備 (2) 施設見学者対応設備 (3) 構内道路及び駐車場 等</p>
建物仕様外観	意匠・色彩は「会津若松市景観条例 (平成 28 年会津若松市条例第 40 号)」等に基づき、周辺環境に配慮するとともに、極力、工場的なイメージを排した外観とする。
供用開始予定	令和 8 年 3 月

8. 事業の内容

1) 事業方式

本事業は、PFI 法に準拠して、事業者が本組合と事業契約を締結し、自らの提案をもとに設計・建設を行った後、本組合に本施設を引き渡したうえで、事業期間中に本施設の運営を行う DBO 方式 (Design: 設計 Build: 建設 Operate: 運営) により実施し、事業者は運営事業者となる特別目的会社 (以下「SPC」という。) を設立するとともに、本組合の所有となる本施設の設計・建設及び運営に係る本事業を一括して行う。

なお、本組合は本施設を 30 年間以上にわたって使用する予定であり、事業者は 30 年間以上の使用を前提として本事業を行うものとする。

また、本事業については、交付金の対象事業として実施し、本組合は設計・建設工事及び運営業務に係る資金を調達し、本施設を所有する。

2) 契約の形態

- (1) 本組合は、事業者と相互に協力し本事業を円滑に実施するため、本事業に係る基本契約を締結する。
- (2) 本組合は、基本契約に基づいて、事業者のうち設計・建設工事を担当する事業者 (以下「建設事業者」という。) と建設工事請負契約を締結する。
- (3) 本組合は、基本契約に基づいて、事業者のうち運営業務を担当する事業者 (以下「運営事業者」という。) と運営業務委託契約を締結する。
- (4) 基本契約、建設工事請負契約、運営業務委託契約の 3 つの契約をまとめて、以下「事業契約」という。
- (5) 事業契約の締結主体を「添付資料 4 事業スキーム」に示す。

3) 事業期間

本事業の事業期間は次のとおりとする。

- (1) 設計・建設工事期間 : 令和 3 年 8 月から令和 8 年 3 月まで
- (2) 運営業務期間 : 令和 8 年 3 月から令和 23 年 2 月まで (15 年間)

4) 事業スケジュール

- (1) 落札者の決定 : 令和 3 年 4 月
- (2) 基本協定の締結 : 令和 3 年 5 月
- (3) 仮契約の締結 : 令和 3 年 7 月
- (4) 契約議案の議会議決 : 令和 3 年 8 月
- (5) 事業契約の締結 : 令和 3 年 8 月
- (6) 設計・建設工事期間 : 令和 3 年 8 月～令和 8 年 3 月
(既設し尿処理施設解体工事及び試運転期間を含む)
- (7) 本施設の引き渡し期限 : 令和 8 年 3 月
- (8) 供用開始 : 令和 8 年 3 月
- (9) 運営業務期間 : 令和 8 年 3 月～令和 23 年 2 月 (15 年間)

5) 事業期間終了時の措置

本組合は、本施設を30年間以上の長期にわたり使用することを想定しており、本事業期間終了後も本施設を継続して公共の用に供する予定であるため、事業者は、その前提に立って本事業を行うこととする。

また、事業者は自らの費用と責任において、本事業期間終了後も継続して使用することに支障がない状態であることを確認する検査を本組合の立会いのうえ、第三者機関によって実施し、本事業期間終了時に本組合が要求する水準を満たしている状態に保って、本施設を本組合に引継ぐものとする。

なお、本事業期間終了時の措置について、本組合及び事業者は本事業期間終了日の36ヶ月前から協議を開始することができる。

6) 本事業の対象となる業務範囲

事業者及び本組合の主な業務範囲は、次のとおりとする。

また、各項目の詳細については、要求水準書等において示す。

(1) 事業者が実施する業務

事業者が行う主な業務範囲は、次のとおりとする。

なお、事業者は、本事業期間を通じて本組合が行う行政手続等に対して協力するものとする。

① 事前業務

(イ) 事業者は選定後速やかに本事業を行うための必要な諸手続きを行い、運営事業者としてのSPCを設立

② 本施設の設計・建設工事

(イ) 現在稼働中の環境センターし尿処理施設（以下「既設し尿」という。）を解体し、本施設の建設用地を確保するとともに、本事業期間中から環境センター職員等の駐車場（115台以上）を確保

(ロ) 本組合が提示する調査結果以外に必要な事前調査

(ハ) 本施設に係る設計（災害に対応できる施設の強靱化対策を含む。）

(ニ) 交付金申請手続きの支援

(ホ) 一般廃棄物処理施設設置に係る手続きの支援

(ヘ) 建築基準法及び大気汚染防止法をはじめとする本施設の設計・建設及び運営に必要な関連法規等に係る手続きの支援

(ト) 本組合が申請元となるその他申請に係る手続きの支援

(チ) 環境影響評価等関連の対応業務

(リ) 環境モニタリング（調査計画書（建設時、施設供用時）に沿って実施。）

(ヌ) 土壌汚染対策、地中埋設物撤去

(ル) 本施設に係る設計・建設工事（災害に対応できる施設の強靱化対策を含む。）

(ヲ) 本施設の引き渡し

(ウ) 近隣地域対応（事業者が実施する業務に起因する苦情等）

(カ) その他これらを実施するうえで必要な業務

③ 本施設の運營業務

- (イ) 処理対象物の受入及び搬入搬出量等の計量業務（手数料等の徴収を含む。）
- (ロ) 本施設の運営（本組合が所有する中間処理施設等の全体の運転計画に基づく個別計画に沿うこと。）
- (ハ) 本施設の維持管理
- (ニ) 本施設の情報管理
- (ホ) 本施設の環境管理（供用開始後の環境調査を含む。）
- (ヘ) 環境影響評価等関連の対応業務（事後調査への協力を含む。）
- (ト) 見学者への対応（見学申込みの受付も含む。）
- (チ) 清掃及び警備
- (リ) 場内の除雪、搬出
- (ヌ) 近隣地域対応（事業者が実施する業務に起因する苦情等）
- (ル) 本施設から排出される焼却残灰、飛灰等の焼却残渣の保管（飛灰の安定化処理を含む。）及び焼却残渣運搬車両への積込み
- (ヲ) 余熱の利用（主に発電。）
- (リ) セルフモニタリングの実施
- (カ) 事業継続計画の策定及び被災時の迅速な復旧等のバックアップ体制の構築
- (コ) その他これらを実施するうえで必要な業務

(2) 本組合が実施する業務

本組合が行う主な業務範囲は、次のとおりとする。

① 本施設の設計・建設工事

- (イ) 事業用地の安定確保（既設し尿がある環境センターの敷地内。）
- (ロ) 本事業の実施に関する地元同意
- (ハ) 近隣地域対応（本施設の設置そのものに対する苦情等）及び事業者が行う近隣地域対応への協力
- (ニ) 交付金申請手続きの実施
- (ホ) 一般廃棄物処理施設設置に係る手続きの実施
- (ヘ) 建築基準法及び大気汚染防止法をはじめとする本施設の設計・建設及び運営に必要な関連法規等に係る手続きの実施
- (ト) 本施設の完工確認
- (チ) その他これらを実施するうえで必要な業務

② 本施設の運營業務

- (イ) 近隣地域対応（本施設の設置そのものに対する苦情等）及び事業者が行う近隣地域対応への協力
- (ロ) 本施設への処理対象物の搬入計画作成
- (ハ) 焼却残灰、飛灰等の焼却残渣の運搬
- (ニ) 発注者モニタリングの実施
- (ホ) その他これらを実施するうえで必要な業務

7) 事業者の収入に関する事項（本組合からの支払分）

本事業における事業者の収入は次のとおりとし、詳細は「添付資料6 工事費及び運営費」に定める。

(1) 設計・建設工事に相当する対価

本組合は、本施設の設計・建設工事に相当する対価（以下「工事費」という。）を建設工事請負契約に基づき、建設事業者に対して年度ごとに支払う。

(2) 運營業務に相当する対価

本組合は、本施設の運營業務に相当する対価（以下「運営費」という。）を運營業務委託契約に基づき、運營業務期間にわたり、運営事業者に対して毎月1回支払う。

また、運営費は固定費相当分及び変動費相当分（処理対象物の搬入量に応じて変動する。）で構成され、運営事業者は運営費の確認を年1回行い、必要に応じて改定協議を行うことができるものとする。

8) 組合が適用を予定している交付金

「第3章 7. 本施設の概要 処理施設」の記述のとおり、本組合は、本事業の実施に関して、交付金の活用を予定している。

なお、交付金に係る諸手続きは本組合において行うが、事業者は申請手続きに必要な書類の作成等について本組合を支援するものとする。

9) 関係法令等の遵守

事業者は、本事業を実施するにあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）のほか、PFI法、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。）等をはじめとする必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

9. 予定価格及び入札書比較価格

本事業の予定価格及び入札書比較価格（予定価格に110分の100を乗じて得た価格であり、入札参加者が提出する「入札書」と比較する価格である。）は、次のとおりとする。

予定価格及び入札書比較価格は、事業期間中に本組合が事業者を支払う工事費及び運営費を単純に合計した金額（実額ベース）であり、事業契約（案）に規定する物価変動等に応じた改定は見込んでいない。

予定価格 [29,675,002,500] 円（消費税及び地方消費税額を含む。）

入札書比較価格 [26,977,275,000] 円（消費税及び地方消費税額を含まない。）

工事費及び運営費の内訳額は、次のとおりである。

なお、当該内訳額は参考として示すものであり、上記の予定価格及び入札書比較価格を拘束するものではない。

1) 工事費の内訳額（参考）

[19,579,888,900] 円（消費税及び地方消費税額を含む。）

[17,799,899,000] 円（消費税及び地方消費税額を含まない。）

2) 運営費の内訳額（参考）

[10,095,113,600] 円（消費税及び地方消費税額を含む。）

[9,177,376,000] 円（消費税及び地方消費税額を含まない。）

第4章 応募に関する事項等

応募者は、参加表明書及び資格審査に必要な書類の提出期限日において、下記の要件をすべて満たしていることとする。

また、本事業の実施にあたっては、下記に示す応募者の構成等で規定する事業者で推進することはもとより、構成市町村の住民を対象とした雇用に配慮するとともに、管内業者を積極的に活用することとする。

1. 応募者の構成等

応募者の構成等は、次のとおりとする。

- 1) 応募者は、本事業を実施する予定の単独企業又は管内業者の企業を含む複数の企業で構成される者（以下「企業グループ」という。）とする。
- 2) 応募者は、本事業を行う企業のうち、運営事業者となる SPC に出資する企業（以下「構成企業」という。）及び SPC に出資しない企業（以下「協力企業」という。）から構成されるものとする（構成企業のみで構成することも可能とする。）。
- 3) 構成企業及び協力企業の数の上限は任意とするが、本事業の実施に関して各々の企業が適切な役割を担う必要がある。応募者は、構成企業のうちから企業グループを代表する企業1社を「代表企業」として定めるとともに、代表企業が一連の応募及び入札手続きを行うこととする。

なお、代表企業は、SPC の唯一最大の出資者となることを予定するものとする。

- 4) 企業グループは、本施設の設計を行う企業（以下「設計企業」という。）、本施設の建設を行う企業（以下「建設企業」という。）、SPC から直接、運営業務の委託を受けることを予定する企業（以下「運営企業」という。）により構成されることを基本とする。
- 5) 落札者は、本事業に係る基本協定締結後、事業契約の仮契約締結までに本業務の遂行を事業目的とする SPC を設立する。
- 6) 企業グループは、参加表明書及び資格審査書類の提出時に、代表企業、その他の構成企業及び協力企業が携わる業務を明らかにするとともに、本工事については、代表企業と設計企業及び建設企業との間で業務等の分担に関する協定を締結していることとする。

なお、本工事の分担に関する協定では、管内業者が分担する業務等が、建設工事請負代金の100分の20以上になるように努めなければならない。

- 7) 応募者の構成企業又は協力企業は、他の応募者の構成企業又は協力企業となることは認めない。

また、参加表明書提出以降、本組合がやむを得ない事情と認めない場合、入札参加資格を失った場合等により入札参加者から脱退した構成企業又は協力企業も、他の応募者の構成企業又は協力企業となることは認めない。

- 8) 応募者の構成企業又は協力企業のいずれかと、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第3項に規定する親会社及び子会社並びに同規則第8条第5項に規定する関連会社に該当する企業は、他の応募者の構成企業又は協力企業になることはできない。

2. 応募者の参加資格要件等

構成企業及び協力企業は、下記の要件をすべて満たした者でなければならない。

1) 共通の参加資格要件

構成企業及び協力企業のすべてが、下記に示す要件をすべて満たした者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 本組合入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 本組合の指名停止、入札参加資格制限等の措置を受けていない者。
- (4) 廃棄物処理法第7条第5項第4号に該当しない者。
- (5) 法人税、法人住民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者。
- (6) 会社法(平成17年法律第86号)第511条の規定による特別清算開始の申立てがなされていない者。
- (7) 会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成17年法律第87号)第64条による改正前の商法(明治32年法律第48号)第381条の規定に基づく整理開始の申立て若しくは通告を受けていない者。
- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者(同法附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号)第30条の規定による更生手続きの申立てを含む。)
- (9) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続き開始の申立てがなされていない者。
- (10) 破産法(平成16年法律第75号)第18条又は第19条による破産の申立てがなされていない者(同法附則第3条の規定により、なお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法(大正11年法律第71号)第132条又は第133条による破産の申立てを含む。)
- (11) 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止などの事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められていない者。
- (12) 下記に示す者でないこと。又は、これらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。なお、「資本面において関連がある者」とは、総株主の議決権の50%を超える議決権を有し、又はその出資の総額の50%を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。
 - ① 選定委員会の委員が属する企業
 - ② 本事業に係るアドバイザリー業務受注者
(中日本建設コンサルタント株式会社)
- (13) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を役員、代理人、支配人その他の使用人又は代理人として使用していない者。

(14) 個人にあつては、暴力団等の構成員でない者。企業にあつては、暴力団等の経営支配法人でない者。

2) 設計・建設及び運営における参加資格要件

構成企業及び協力企業は、本事業を行うものとして、以下の各項の要件を参加表明書及び資格審査に必要な書類の提出期限日において、すべて満たさねばならない。

(1) 設計を行う者（設計企業）の参加資格要件

単独企業の場合は、下記の要件をすべて満たした構成企業であることとする。

また、複数企業の場合は、企業グループ全体で下記の要件をすべて満たした構成企業又は協力企業であることとする。

- ① 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ② 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による清掃施設工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- ③ 建設業法に規定する清掃施設工事に係る経営事項審査総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書で最新のもの）の総合評定値が 1,400 点以上であること。
- ④ ダイオキシン類の排出規制が強化された後、平成 14 年度以降に竣工し、地方公共団体が発注した下記に示す要件をすべて満たした新設の一般廃棄物処理施設において、設計を元請として施工した実績を有すること。

(イ) 処理方式：ストーカ炉（連続運転式）

(ロ) 処理能力：150 トン／日以上（75 トン／日以上、2 系列以上）

(ハ) 発電設備：ボイラ・タービン式発電を有する設備

(ニ) 稼働実績：稼働開始から 3 年以上稼働している実績

(2) 建設を行う者（建設企業）の参加資格要件

単独企業の場合は、下記の要件をすべて満たした構成企業であることとする。

また、複数企業の場合は、企業グループ全体で下記の要件をすべて満たした構成企業又は協力企業であることとする。

- ① 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項に規定する清掃施設工事、建築一式工事、電気工事及び管工事に係る特定建設業の許可を有すること。
- ② 建設業法に規定する経営事項審査総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書で最新のもの）の総合評定値が清掃施設工事については 1,400 点以上、建築一式工事については管内業者及び準管内業者の場合 780 点以上、管外業者の場合 1,700 点以上、電気工事及び管工事については管内業者及び準管内業者の場合 710 点以上、管外業者の場合 1,200 点以上であること。
- ③ ダイオキシン類の排出規制が強化された後、平成 14 年度以降に竣工し、地方公共団体が発注した下記に示す要件をすべて満たした新設の一般廃棄物処理施設において、建設を元請として施工した実績を有すること。

(イ) 処理方式：ストーカ炉（連続運転式）

(ロ) 処理能力：150 トン／日以上（75 トン／日以上、2 系列以上）

(ハ) 発電設備：ボイラ・タービン式発電を有する設備

- (ニ) 稼働実績：稼働開始から3年以上稼働している実績
 - ④ 建設業法における清掃施設工事業に係る監理技術者の資格者証を有する者を本工事に専任で配置できること。
 - ⑤ 建設業法における建築工事業に係る監理技術者として、一級建築施工管理技士又はこれと同等の資格を有する者を本工事に専任で配置できること。
- (3) 運営を行う者（運営企業）の参加資格要件
- 単独企業の場合は、下記の要件をすべて満たした構成企業であることとする。
- また、複数企業の場合は、企業グループ全体で下記の要件をすべて満たした構成企業又は協力企業であることとする。

- ① 地方公共団体が発注した以下の要件をすべて満たした一般廃棄物処理施設において、運転管理した実績を有すること。
 - (イ) 処理方式：ストーカ炉（連続運転式）
 - (ロ) 発電設備：ボイラ・タービン式発電を有する設備
 - (ハ) 運転管理実績：3年以上の運転管理実績
- ② 廃棄物処理施設技術管理者の立場として、上記①の実績と同等以上の施設での現場総括責任者を経験した技術者を、本事業の現場総括責任者として運営開始から3年間以上専任で配置できること。
- ③ 上記①の実績と同等以上の施設での運転経験を有する技術者を運営開始から1年以上専任で配置できること。
- ④ 事業者の責務を遂行するために必要な資格者を配置できること。
- ⑤ 上記②～④に掲げる要件を満たした者を専任配置でき、かつ本施設の運営開始前の準備期間（令和7年12月以降を予定）から運転習熟訓練に参加させ、運営開始の令和8年3月から専任配置できること。

3) 建設工事請負事業者が特定建設工事共同企業体を設立する場合の要件

- (1) 建設工事請負事業者である特定建設工事共同企業体（以下「建設JV」という。）の結成方法は、自主結成とする。
- (2) 建設工事請負事業者である建設JVの構成員の出資比率は、代表構成員を唯一最大とし、その他の建設JVの構成員の出資比率は任意とする。
- (3) 落札者決定後、落札者は速やかに建設JVの組成に係る建設JV協定書を作成し、本組合に提出すること。
- (4) 建設JVの存続期間は担当する設計・建設工事の竣工後から3ヶ月を経過した日までとする。ただし、当該存続期間満了後であっても、当該工事につき契約の内容に適合していないものについて責任がある場合、建設JV構成員は、連帯してその責を負うものとする。

3. 参加資格の確認

参加資格確認基準日は、参加表明書及び資格審査書類の提出期限日（令和2年10月23日（金））とする。

4. 応募者の失格及び構成の変更

応募者の参加表明書の提出から落札者決定までの間における失格及び構成変更の基準は、次のとおりである。

1) 応募者における構成企業又は協力企業が参加資格要件を欠いた場合の措置は、下記のとおりである。

代表企業	参加資格要件を欠いた場合、応募者は失格
その他の構成企業 又は協力企業	やむを得ない事由（※1）で本組合が構成企業又は協力企業の変更を認めた場合を除き、参加資格要件を欠いた場合は、応募者は失格

2) 応募者における構成企業又は協力企業の変更可否は下記のとおりである。

代表企業	不可
その他の構成企業 又は協力企業	やむを得ない事由（※1）で本組合が構成企業又は協力企業の変更を認めた場合を除き、不可

※1：やむを得ない事由の例

- ・ 事業の譲渡等に伴い会社が合併又は分割するとき
- ・ 解散又は清算に伴い会社が消滅するとき
- ・ 参加表明を行っていた事業を廃止するとき
- ・ その他本組合がやむを得ない事由と認めたとき

5. 応募に係る留意事項等

1) 入札説明書等の承諾

応募者は、本組合への参加表明書の提出をもって、入札説明書等の記載内容及び条件を承諾したものとする。

2) 費用負担

応募に要する必要な費用は、応募者又は入札参加者の負担とする。

3) 提出書類の取り扱い

(1) 著作権

本組合が示した入札説明書等の著作権は本組合に帰属し、入札提案書類の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、本組合が本事業に関して必要と認める用途に用いる場合は、入札参加者の承諾を得て、入札提案書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

なお、入札提案書類は、入札参加者には返却しないものとする。

(2) 特許権等

入札提案書類に含まれる特許権等の法令に基づいて保護されている事業手法、工事材料、施工方法及び維持管理方法等を使用したことに起因する責任は入札参加者が負う。

(3) 提出書類の変更等の禁止

入札提案書類の変更、差し替え若しくは再提出は、本組合から指示する場合を除き、認めない。

(4) 追加資料の提出

本組合が必要と認めた場合、応募者又は入札参加者に追加資料の提出を求めることがある。

4) 本組合が提供する資料の取扱い

応募者又は入札参加者は、本組合が提供する資料を本事業に係る検討以外の目的で使用できない。

5) 虚偽の記載をした場合

入札参加者が入札提案書類に虚偽の記載をした場合は、入札を無効とするとともに、虚偽の記載をした入札参加者について、所要の措置を講じることがある。

6) 使用言語及び単位

使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年5月20日法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時を使用する。

第5章 提案審査及び事業者選定

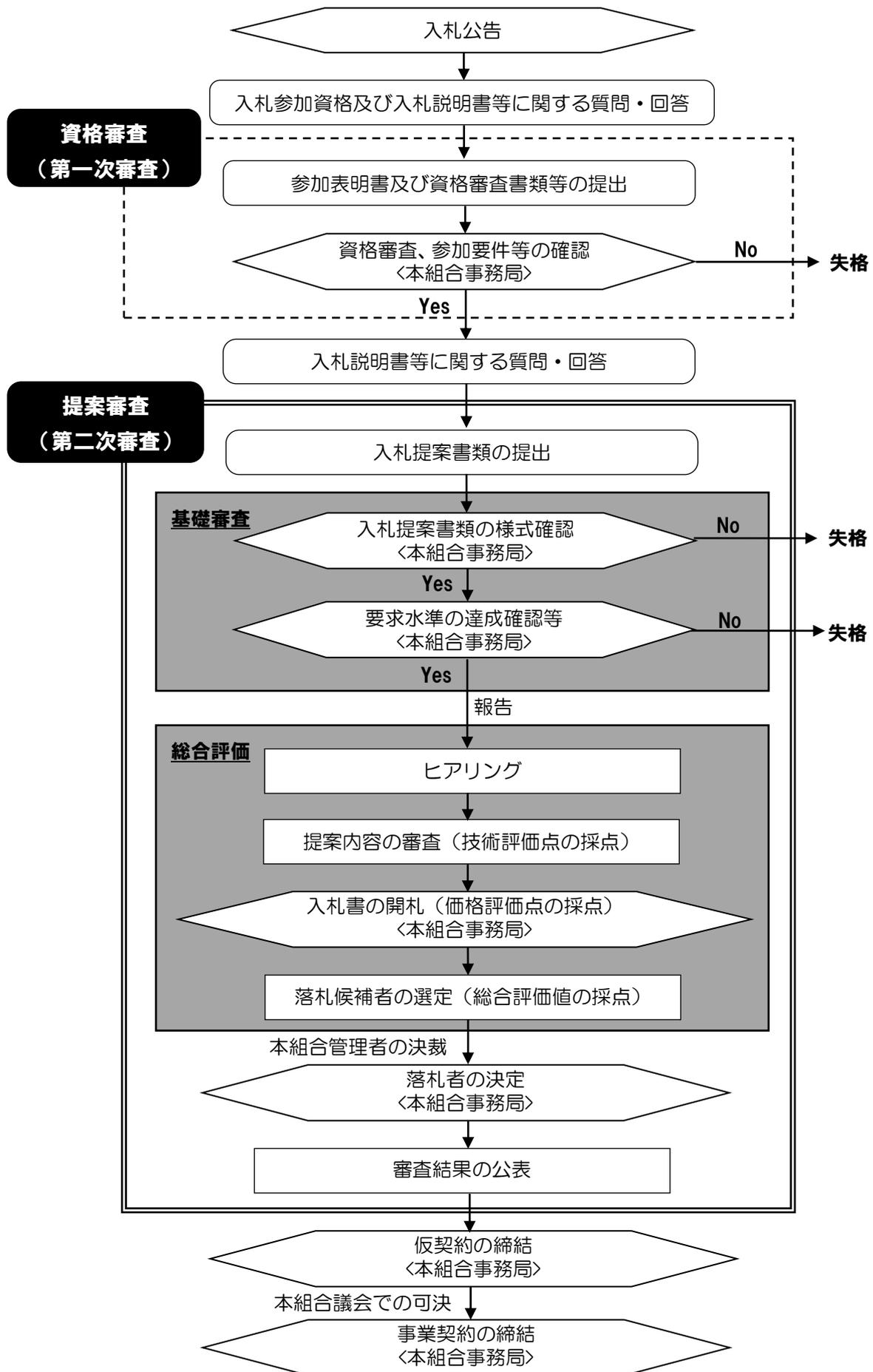
1. 事業者の選定方法

事業者の募集及び選定の方法は、競争性の担保及び透明性・公平性の確保に配慮したうえで、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定及び公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）に基づき、総合評価方式制限付一般競争入札を採用することとする。

2. 事業契約締結までの手順（フロー）

1) 落札者決定までの手順

本事業における入札公告から落札者の決定に至るまでの手順は、次頁の図表のとおりとする。



2) 事業者の募集・選定スケジュール

本事業における事業者の募集・選定スケジュールは、次のとおりである。

時 期	内 容
令和2年9月1日	入札公告、入札説明書等の公表・公告
令和2年9月14日	入札参加資格に関する質問の受付期限
令和2年9月25日	入札説明書等に関する質問【1回目】の受付期限
令和2年9月28日	入札参加資格に関する質問に対する回答の公表
令和2年10月12日	入札説明書等に関する質問【1回目】に対する回答の公表
令和2年10月23日	参加表明書の受付期限（資格審査書類の受付期限）
令和2年11月6日	資格審査結果の通知
令和2年11月20日	入札説明書等に関する質問【2回目】の受付期限 現場確認の実施期限
令和2年12月14日	入札説明書等に関する質問【2回目】に対する回答の公表
令和3年2月1日	入札提案書類の受付期限
令和3年3月下旬	落札候補者の選定
令和3年4月上旬	落札者の決定・公表
令和3年5月上旬	基本協定の締結
令和3年7月上旬	仮契約の締結
令和3年8月下旬	事業契約の締結

3. 選定委員会の設置

1) 選定委員会の設置

本組合は、事業者の選定を公正かつ適正に選定するため、新ごみ焼却施設整備・運営事業に係る事業者選定委員会設置要綱（以下「委員会設置要綱」という。）に基づき、本事業に係る事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置している。

本組合は、選定委員会の選定結果を踏まえ、落札者を決定する。

2) 選定委員会の委員

選定委員会は、下記7名の委員により構成される。

なお、令和2年6月1日から落札者決定までの間に、構成企業及び協力企業が選定委員会の委員に対し、事業者選定に関して自己に有利になる目的のため、接触等の働きかけを行った場合は失格とする。

- (1) 委員 荒 井 喜久雄（公益社団法人 全国都市清掃会議）
- (2) 委員 藤 原 周 史（一般財団法人 日本環境衛生センター）
- (3) 委員 樋 口 良 之（国立大学法人 福島大学）
- (4) 委員 宮 崎 涉（日本大学 工学部）
- (5) 委員 小 沼 宜 弘（会津若松市）
- (6) 委員 松 川 和 芳（会津若松市）
- (7) 委員 石 田 博（会津若松地方広域市町村圏整備組合）

3) 審査の方法

選定委員会は、提案審査における評価項目の詳細に係る検討及び入札参加者から提出された技術提案書の審査を行う。

また、基礎審査を通過した入札参加者に対し、選定委員会はヒアリングを行う。

なお、選定委員会が定めた落札者決定基準は、本入札説明書の「付属資料 落札者決定基準書」において示す。

4. 審査手順

審査は、資格審査（第一次審査）と提案審査（第二次審査）の2段階にて実施し、経済性、事業計画、本施設の設計・建設及び運営能力、その他の条件等を選定委員会が総合的に評価する。

なお、各審査の主な視点は下記のとおりとする。

1) 資格審査（第一次審査）

参加表明書と併せて提出された資格審査書類をもとに、入札説明書等で示した参加要件及び資格等の要件についての確認審査を行い、資格審査通過者は入札提案書類を提出することができる。

なお、資格審査書類等の様式の詳細については、本入札説明書の「付属資料 様式集」において示す。

2) 提案審査（第二次審査）

(1) 基礎審査

入札説明書等に記載している事項をはじめ、本事業の基本的条件及び要求水準について、下記の事項を確認する。

- ① 入札提案書類の確認（所定の様式、誤字脱字等）
- ② 要求水準達成の確認
- ③ その他これらを実施するうえで必要な確認

(2) 総合評価

基礎審査を通過した入札参加者から提案された内容に対して、選定委員会は下記の事項について総合的な評価を行い、最も総合評価値（技術評価点と価格評価点との合計）が高い入札参加者を落札候補者として選定するとともに、その他の順位を決定する。

また、最も総合評価値が高い入札参加者が同点で2者以上いる場合には、同点の者の中から該当者にくじを引かせて落札候補者を決める。

なお、審査基準等の詳細については、落札者決定基準書等において示す。

- ① 入札価格に関する事項
- ② 本施設の設計・建設に関する事項
- ③ 本施設の運営に関する事項
- ④ その他これらを実施するうえで必要な事項

5. 入札手続き等

1) 入札公告（入札説明書等の公表）

本組合は、入札公告と同時に入札説明書等をホームページ等において公表し、事業者の募集を開始する。

2) 入札説明書等に関する説明会

入札説明書等に関する説明会は開催しない。

3) 入札参加資格、入札説明書等に関する質問【1回目】の受付及び回答の公表

本組合は、応募者から入札参加資格及び入札説明書等に関する質問【1回目】を電子メールにより受け付け、その質問の回答をホームページにおいて公表する。

なお、「質問」として提出された場合であっても、記載内容が「意見」とであると判断した場合には「意見」として取扱い、「質問」の内容が本事業の実施に直接関係がないと判断した場合には回答を差し控える等、すべての質問に回答するとは限らない。

また、提出者固有のノウハウに基づく等の理由により、提出者に対して個別に回答する場合があります。

(1) 質問の送付先等

① 送付先

「第10章 3. 事務局（問合せ先）」

② その他

本組合が当該電子メールの到着を確認した場合は、送付先に受領を確認した旨を電子メールで通知する。

なお、送付した曜日が月曜日から木曜日の場合は翌日の午前中までに、金曜日から日曜日の場合は月曜日の午前中までに受領確認を通知する。受領確認通知が届かない場合は、「① 送付先」の電話番号へ電話確認を行うこと。

(2) 入札参加資格に関する質問

① 受付期間

令和2年9月1日（火）から9月14日（月）午後5時まで

② 提出様式

様式2-1「入札参加資格に関する質問」（Microsoft Word形式）

③ 質問の回答

令和2年9月28日（月）まで

(3) 入札説明書等に関する質問【1回目】

① 受付期間

令和2年9月1日（火）から9月25日（金）午後5時まで

② 提出様式

様式2-2「入札説明書等に関する質問【1回目】」（Microsoft Word形式）

③ 質問の回答

令和2年10月12日（月）まで

4) 参加表明書の受付（資格審査書類の受付）

本事業への応募者は、参加表明書を本組合へ提出する。

また、参加資格要件等を満たしていることを証明するため、資格審査書類を本組合へ提出し、参加資格要件等の有無について、本組合の確認を受けなければならない。

なお、提出方法は持参とし、提出する資格審査書類の詳細については「第6章 1. 資格審査（第一次審査）時の提出書類」に従って作成すること。

(1) 受付期間

令和2年9月1日（火）から10月23日（金）まで（土日、祝日を除く。）

(2) 受付時間

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 提出場所

「第10章 3. 事務局（問合せ先）」

5) 資格審査結果の通知

本組合は、応募者から提出された資格審査書類の確認を行い、参加資格確認基準日において、入札参加資格要件を満たしているかについて確認し、その結果を応募者の代表企業に書面により通知する。

なお、資格審査の結果、入札参加資格要件を満たしていないと確認された応募者は失格とし、その失格となった理由について、令和2年11月13日（金）までに本組合に対して、書面（様式自由。ただし、代表企業の代表者印を要する。）により説明を求めることができる。

また、本組合は説明を求めた応募者の代表企業に対して、令和2年11月20日（金）までに書面により回答する。

(1) 参加資格確認基準日

令和2年10月23日（金）

(2) 資格審査結果の通知

令和2年11月6日（金）まで

6) 現地確認

資格審査通過者は、事業用地を現地確認することができる。現地確認を希望する者は、様式1-16「現地確認申込書」に必要事項を記入し、電子メールにより本組合へ提出する。本組合は電子メールにより、現地確認日を通知する。

また、現地確認日に様式1-17「現地確認に関する誓約書」を本組合に提出後、現地確認を開始することとし、人数制限はもうけない。

なお、現地確認日に本事業に関する質問は受付けない。

(1) 受付期間

資格審査結果の通知日から11月18日（水）午後5時まで

(2) 開催期間

資格審査結果の通知日から11月20日（金）まで（土日、祝日を除く。）

(3) 開催時間

① 午前9時から正午まで

② 午後 1 時から午後 5 時まで

(4) 開催場所

会津若松地方広域市町村圏整備組合 環境センター

〒965-0858 福島県会津若松市神指町大字南四合字オノ神 504 番地外

(5) 石綿の使用状況に係わる現地調査希望の有無

様式 1-16「現地確認申込書」に現地調査希望の有無を記入すること

7) 入札説明書等に関する質問【2回目】の受付及び回答の公表

本組合は、資格審査通過者から入札説明書等に関する質問【2回目】を電子メールにより受け付け、その質問の回答をホームページにおいて公表する。

なお、「質問」として提出された場合であっても、記載内容が「意見」とであると判断した場合には「意見」として取扱い、「質問」の内容が本事業の実施に直接関係がないと判断した場合には回答を差し控える等、すべての質問に回答するとは限らない。

また、提出者固有のノウハウに基づく等の理由により、提出者に対して個別に回答する場合がある。

(1) 送付先

「第 10 章 3. 事務局（問合せ先）」

(2) 受付期間

資格審査結果の通知日から 11 月 20 日（金）午後 5 時まで

(3) 提出様式

様式 2-3「入札説明書等に関する質問【2回目】」（Microsoft Word 形式）

(4) 質問の回答

令和 2 年 12 月 14 日（月）まで

(5) その他

本組合が当該電子メールの到着を確認した場合は、送付先に受領を確認した旨を電子メールで通知する。

なお、送付した曜日が月曜日から木曜日の場合は翌日の午前中までに、金曜日から日曜日の場合は月曜日の午前中までに受領確認を通知する。受領確認通知が届かない場合は、「(1) 送付先」の電話番号へ電話確認を行うこと。

8) 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者となった場合において、正当な理由がなく期限までに契約を締結しないときは、入札価格の 100 分の 5 に相当する違約金を徴収できるものとする。

9) 入札提案書類の受付

資格審査通過者は、入札説明書等に基づき入札提案書類を本組合へ提出するものとする。

なお、提出は持参とし、提出する入札提案書類の詳細については、「第 6 章 4. 提案審査（第二次審査）時の提出書類」に従って作成すること。

(1) 受付期間

資格審査結果の通知日から令和 3 年 2 月 1 日（月）まで（土日、祝日を除く。）

(2) 受付時間

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 提出場所

「第10章 3. 事務局（問合せ先）」

(4) 提出様式

① 入札書等：様式4-1～様式4-16

② 技術提案書、設計図書、提案図面：様式5-1～様式14-2

10) 入札の辞退

資格審査通過者が入札を辞退する場合は、入札提案書類の提出期限日までに、入札辞退届を本組合に提出しなければならない。

なお、提出は持参とし、提出する入札辞退届の詳細については、「第6章 3. 資格審査通過者が入札を辞退する場合の提出書類」に従って作成すること。

(1) 受付期間

資格審査結果の通知日から令和3年2月1日（月）まで（土日、祝日を除く。）

(2) 受付時間

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 提出場所

「第10章 3. 事務局（問合せ先）」

(4) 提出様式

様式3-1「入札辞退届」（Microsoft Word形式）

11) 入札のとりやめ等

応募者又は入札参加者の不穏な行動等により、本組合が公正に入札を執行できないと認められる場合、当該応募者又は当該入札参加者は入札に参加することができない。

また、応募者又は入札参加者が連合するなど公正に入札を執行できないと認められる場合、若しくは競争性が担保されないと認められる場合、本組合は入札の執行を延期又は取り止めることがある。

なお、後日、入札にかかる不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。

12) 技術提案書に関するヒアリング等の実施

技術提案書の審査にあたって、基礎審査を通過した入札参加者に対し、選定委員会は技術提案書に関するヒアリングを実施する。

なお、ヒアリングの日程、場所等の詳細については、基礎審査の結果と併せて、入札参加者の代表企業に書面により通知する。

(1) 実施時期

令和3年3月下旬（予定）

(2) 実施場所

福島県会津若松市神指町大字南四合地内

(3) 実施方法

ヒアリングは入札参加者ごとに行い、時間は各入札参加者につき60分程度（入札参加者によるプレゼンテーション30分、質疑応答30分。）を想定している。

(4) 入札参加者が当日配付できる書類

プレゼンテーションに用いる「Microsoft PowerPoint」の印刷物のみ可とする。

(5) 使用可能ソフト

「Microsoft PowerPoint」（Windows版、バージョン：PowerPoint2003）を使用することとするが、異なるバージョンを使用する場合は、パソコンを持参する等、入札参加者においてプレゼンテーションが行えるよう対応すること。

13) 入札書に関する開札等の実施

本組合は、入札参加者又はその代理人立会いのうえ、開札を行う。ただし、入札参加者又はその代理人のうち1名以上の立会がない場合においては、当該入札事務に係のない本組合職員1名を立会わせて行う。

なお、開札に立会える者は各入札参加者1名とし、代理人が開札に立会う場合は様式4-1「委任状（入札代理人）」を開札当日持参すること。

なお、開札の日程、場所等の詳細については、基礎審査の結果と併せて、入札参加者の代表企業に書面により通知する。

(1) 実施時期

令和3年3月下旬（予定）

(2) 実施場所

福島県会津若松市神指町大字南四合地内

14) 入札結果の通知及び公表

本組合は、選定委員会による選定結果を踏まえ、落札者を決定し、その結果を入札参加者の代表企業に書面により通知するとともに、ホームページにおいて公表する。

なお、落札者の決定から事業契約締結までにおける落札者の失格及び構成企業又は協力企業の変更は次のとおりである。

(1) 落札者における構成企業又は協力企業が不正2事由（※1）に該当した場合の措置は下記のとおりである。

代表企業	主な不正2事由（※1）に該当した場合に限り、落札者は失格
その他の構成企業又は協力企業	

※1：主な不正2事由

- ・私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条、第8条各号若しくは第19条に違反し公正取引委員会から排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受けたとき、又は同法に違反する犯罪容疑で公正取引委員会から告発されたとき
- ・贈賄、談合等著しく本組合との信頼関係を損なう不正行為の容疑により個人若しくは法人の役員等又はその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき

(2) 落札者における構成企業又は協力企業の変更可否は下記のとおりである。

代表企業	不可
その他の構成企業又は協力企業	やむを得ない事由（※2）で本組合が構成企業又は協力企業の変更を認めた場合を除き、不可

※2：やむを得ない事由の例

- ・事業の譲渡等に伴い会社が合併又は分割するとき
- ・解散又は清算に伴い会社が消滅するとき
- ・参加表明を行っていた事業を廃止するとき
- ・その他本組合がやむを得ない事由と認めたとき

15) 審査結果の疑義照会及び回答

入札参加者は、公表された総合評価審査結果について、公表した日の翌日から起算して3日以内（土日、祝日は除く。）に書面（様式自由。ただし、代表企業の代表者印を要する。）により、説明を求めることができる。

本組合は、説明を求められたときは、説明を求めた入札参加者の代表企業に対して、速やかに書面により回答する。

16) 低入札価格調査

本組合は、会津若松地方広域市町村圏整備組合新ごみ焼却施設整備・運営事業に係る低入札価格調査取扱要領（令和2年8月24日決裁）に基づき、落札候補者の入札価格が調査基準価格を下回っている場合は、低入札価格調査を行う。低入札価格調査に当たっては、当該落札候補者は調査のために必要な指示に従わなければならない。

低入札価格調査の結果、当該落札候補者が本事業の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は当該落札候補者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、他の入札参加者のうち、最も総合評価値の高い入札参加者を落札候補者とすることがある。

なお、入札価格が失格基準価格を下回る入札を行った入札参加者は失格とする。

17) 落札者との契約手続き等

本組合と落札者は、入札説明書等に基づき契約手続きを行う。事業契約の締結により、落札者を本事業の事業者として選定する。ただし、落札者の事由により事業契約の締結に至らなかった場合は、総合評価値の上位の者から順に契約交渉を行う。

18) 事業者を選定しない場合

事業者の募集、評価及び事業者選定において、最終的に応募者又は入札参加者が無い、若しくはいずれの入札参加者も本組合の財政負担縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業をDBO方式により実施することが適当でないと本組合が判断した場合には、事業者を選定せず、この旨をホームページにおいて速やかに公表する。

第6章 提出書類

下記に記述する各提出書類の様式番号は、「付属資料 様式集」に定める番号を示している。
なお、記入する内容の詳細は、当該様式集の説明に従うこと。

1. 資格審査（第一次審査）時の提出書類

1) 参加表明書

- (1) 参加表明書…………… 様式1-1
- (2) 構成企業及び協力企業一覧表…………… 様式1-2
- (3) 事業実施体制…………… 様式1-3
- (4) 特定建設工事共同企業体構成員一覧表…………… 様式1-4
- (5) 委任状…………… 様式1-5

2) 資格審査書類

様式1-6「入札参加資格審査申請書」及び様式1-7～様式1-15「資格審査書類」に該当する事項を記入し、資格審査書類に示す「確認書類」を併せて提出する。

3) 各書類作成の留意事項

参加表明書及び資格審査書類の提出にあたり、下記の事項に留意すること。

- (1) 参加表明書及び資格審査書類は、3部「正本（押印したもの）1部、副本（正本の写し）2部」提出することとし、様式に従った表紙を付け、それぞれ1分冊として左側を綴じること。
- (2) 「確認書類」は、指定した様式と整合ができるよう書類番号とタイトルを資料に付けること。
- (3) 各様式で使用する文字の大きさは、10.5ポイント以上で作成すること。ただし、「確認書類」の写し等は除くものとする。

2. 入札説明書等に関する質問がある場合の提出書類

入札説明書等に関して質問がある場合には、下記の質問書（対象書類ごとに設定している質問表）の1行につき1項目を簡潔にまとめて記入し、電子メールにより提出する。

- 1) 入札参加資格に関する質問…………… 様式2-1
- 2) 入札説明書等に関する質問【1回目】…………… 様式2-2
- 3) 入札説明書等に関する質問【2回目】…………… 様式2-3

3. 資格審査通過者が入札を辞退する場合の提出書類

資格審査通過者が入札参加を辞退しようとする場合には、下記の書類を1部提出する。

- 1) 入札辞退届…………… 様式3-1

4. 提案審査（第二次審査）時の提出書類

1) 入札書等

提案内容に基づいた入札価格を入札書及び入札価格内訳書に記入し、各1部提出する。
また、当該入札価格の算定根拠となる「工事費及び運営費に関する内訳書」も併せて各1部提出すること。

なお、「第7章 2. 入札書等」に記述する事項に留意すること。

- (1) 入札書…………… 様式4-2
- (2) 入札価格内訳書…………… 様式4-3
- (3) 工事費及び運営費に関する内訳書
 - ① 表紙…………… 様式4-4
 - ② 工事費関連…………… 様式4-5～様式4-6
 - ③ 運営費関連…………… 様式4-7～様式4-16

2) 技術提案書

技術提案書は、18部「正本（押印したもの）1部、副本（正本の写し）17部」、電子データ（CD-R）9部を提出する。

なお、下記に示す「3) 設計図書」「4) 提案図面」は技術提案書と一体の図書とみなし、同様の部数を提出すること。

- (1) 技術提案書提出届…………… 様式5-1
- (2) 技術提案書一覧表…………… 様式5-2
- (3) 各技術提案書…………… 様式6-1～様式12-3

3) 設計図書

- (1) 表紙…………… 様式13-1
- (2) 設計図書一覧表…………… 様式13-2
- (3) 概要説明
 - ① 施設概要説明書…………… (様式任意)
 - ② 工事工程表…………… (様式任意)
 - ③ 主要設備、プロセス概要説明書…………… (様式任意)
- (4) 計算書
 - ① 主要設備、機器等設計計算書…………… (様式任意)
 - ② 建築物構造計算書…………… (様式任意)
 - ③ 設計仕様書…………… (様式任意)
 - ④ 物質収支計算書…………… (様式任意)
 - ⑤ 熱収支計算書…………… (様式任意)
 - ⑥ 用役収支計算書…………… (様式任意)
 - ⑦ 雨水対策施設設計計算書…………… (様式任意)
- (5) その他
 - ① ごみ処理能力曲線表…………… (様式任意)
 - ② 騒音、振動発生機器一覧…………… (様式任意)
 - ③ 大気汚染物質排出条件一覧…………… (様式任意)

- ④ その他環境基準一覧…………… (様式任意)
- ⑤ その他要求水準に示す性能、機能
及び提案内容等が確認できる資料…………… (様式任意)

4) 提案図面

- (1) 表紙…………… 様式 14-1
- (2) 提案図面一覧表…………… 様式 14-2
- (3) 全体図面
 - ① 施設概要 (面積、仕様等、施設計画の概要) …… (様式任意)
 - ② 施設全体配置計画図…………… (様式任意)
 - ③ 車両動線計画図…………… (様式任意)
 - ④ 眺望図…………… (様式任意)
 - ⑤ 面積表…………… (様式任意)
- (4) 建築・土木図面
 - ① 外観透視図 (外観パース)…………… (様式任意)
 - ② 内観透視図 (建物内部完成予想図)…………… (様式任意)
 - ③ 建築一般図 (各階平面図、立面図、断面図、
矩形図及び各詳細図)…………… (様式任意)
 - (イ) 新ごみ焼却施設
 - (ロ) 管理施設
 - (ハ) その他施設
 - ④ 展開図 (主要各室)…………… (様式任意)
 - ⑤ 内外装仕上表…………… (様式任意)
 - ⑥ 煙突組立図及び姿図…………… (様式任意)
 - ⑦ 外構計画図…………… (様式任意)
 - ⑧ 雨水対策施設計画図…………… (様式任意)
 - ⑨ 緑地計画図…………… (様式任意)
- (5) プラント関係図面
 - ① 施設平面図 (各階平面図、機器配置図との兼
用を可とする)…………… (様式任意)
 - ② 施設立面図…………… (様式任意)
 - ③ 施設断面図 (機器配置断面図との兼用を可と
する)…………… (様式任意)
 - ④ 機器配置平面図 (各階平面図、機器配置図と
の兼用を可とするが、主要
機器の名称が確認できるこ
と)…………… (様式任意)
 - ⑤ 見学者等動線計画図…………… (様式任意)
 - ⑥ 見学者用設備及び見学者等環境学習設備
イメージパース (各設備 2 枚ずつ)…………… (様式任意)

- ⑦ システムフロー図 …………… (様式任意)
 - (イ) 全体処理フロー
 - (ごみ、各処理残渣、空気、排ガス、薬剤、燃料等)
 - (ロ) ボイラ系統フロー
 - (純水、給水、蒸気、復水等)
 - (ハ) 給水フロー
 - (上水、井水、再利用水等)
 - (ニ) 排水フロー
 - (プラント排水、生活排水、雨水排水等)
 - (ホ) 余熱利用フロー
 - (蒸気タービン発電、余熱利用設備等)
 - (ヘ) 計装用、プラント用空気フロー
 - (ト) その他フローシート
- ⑧ 築炉構造図 …………… (様式任意)
- ⑨ 焼却炉組立図 …………… (様式任意)
- ⑩ 電気設備主回路単線系統図 …………… (様式任意)
- ⑪ 部分詳細図 (説明図) …………… (様式任意)
- ⑫ 災害等発生時の対応フロー (インフラ等
途絶時のごみ処理体制フロー含む) …………… (様式任意)
- ⑬ その他説明図 …………… (様式任意)

第7章 入札書等及び技術提案書の作成要領

1. 一般的事項

各提出書類の作成にあたり、下記の事項に留意すること。

1) 使用する用紙のサイズ等

図書のサイズは、表紙を含めて規定した様式を使用し、日本産業規格「A4版」縦置き横書き片面を標準とする。ただし、表は「A4版」又は「A3版」、図面は「A2版」又は「A3版」を標準とする。

2) 使用ソフト

電子データを保存するアプリケーションソフトは、Microsoft Word（2003以上）あるいはMicrosoft Excel（2003以上）（いずれもWindows対応）とする。

3) 会社名の記入

技術提案書、設計図書及び提案図面の「正本」には、入札参加者名及び代表企業名を記入し、「副本」には、資格審査通過通知書に記載されている呼称を記入する。

4) その他技術提案書に関する共通事項

- (1) 明確かつ具体的に記述すること。
- (2) 分かりやすさ、見やすさに配慮し、必要に応じて図、表、写真、スケッチ等を適宜使用すること。
- (3) 製本する際は、表紙のサイズにあわせること。
- (4) ページ数は、規定しているものを除き原則として自由とするが、できる限り簡潔にまとめること。
- (5) ページが複数にわたる場合は、下記のように各項目の右端に通し番号をつけること。

例) (様式_____)

_____に関する提案書

_____概要	1 / 2
---------	-------

- (6) 技術提案書の提出の際に、提案内容がすべて保存されている電子データ（CD-R）9部を提出すること。
- (7) Microsoft Excelで様式を指定するものはA3（一部A4横）横で作成し、関数及び計算式等を残したまま提出すること。
- (8) 入札書等、技術提案書、設計図書及び提案図面の作成については、下記の作成要領に従うものとし、それぞれを1分冊にとりまとめ、左側を綴じて提出すること。

2. 入札書等

「第6章 4. 1) 入札書等」に記述する入札書等を封筒に同封し、封かん及び封印して提出する。封筒についての詳細は「添付資料5 入札書等の提出用封筒作成要領」に示す。

また、入札価格は物価の増減について考慮せずに現行水準（事業期間一定）で算出し、消費税及び地方消費税を加えない。

なお、入札書等の作成にあたり、下記の事項に留意すること。

1) 入札書（様式4-2）

(1) 入札価格は、工事費及び運営費を単純に合計した金額（実額ベース）を記入すること。

(2) 様式4-3「入札価格内訳書」、様式4-4～様式4-16「工事費及び運営費に関する内訳書」との整合に留意すること。

2) 入札価格内訳書（様式4-3）

(1) 内訳書に記入される工事費及び運営費の合計額は、様式4-2「入札書」に記入される金額と必ず一致すること。

(2) 上記1)の(1)から(2)と同様に記入又は整合に留意とすること。

3) 工事費及び運営費に関する内訳書

工事費及び運営費の算定についての詳細は「添付資料6 工事費及び運営費」に示す。

(1) 工事費関連（様式4-5～様式4-6）

① 主な費目は、土木・建築工事、各種設備工事、既設構造物撤去工事、その他工事及び諸経費とする。

② 各費目について、本工事期間中の工事進捗率を想定し、各年度の出来高予定額を交付対象及び交付対象外を分けて記入すること。なお、出来高予定額とは、工事の出来高部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品（監督員の検査に合格したものに限り。）とする。

③ 土木・建築工事及び各種設備工事は、費用をそれぞれ別々に記入するとともに、その費用の内訳を記入すること。

④ 事業量の変動により変化する費用は、既設構造物撤去工事、土壌汚染対策費、地中埋設物撤去費とする。

(2) 運営費関連（様式4-7～様式4-16）

① 年間の計画搬入量は、要求水準書【運営業務編】P4「第2章第2節1. 計画処理量」に示すとおりとし、当該搬入量の処理に係る費用を記入する。

② 主な費目は、固定費（人件費等）、変動費（用役費等）、維持管理費（点検・補修費等）とし、維持管理費は固定費相当分に含めるものとする。

③ 本業務期間中の各年度における1年間の費用を記入する。

④ 提案内容に応じて記入欄（費目等）は追加することとし、その算定根拠についてもできる限り詳細に記入すること。

3. 技術提案書

「第6章 4. 2) 技術提案書」に記述する「各技術提案書」の作成にあたり、下記の事項に留意すること。

- 1) それぞれの提案書間との整合性に留意すること。
- 2) 各様式に記載されている指示に従い作成すること。

4. 設計図書

「第6章 4. 3) 設計図書」に記述する設計図書の作成にあたり、下記の事項に留意すること。

- 1) 設計図書の一覧を様式 13-2 「設計図書一覧表」に従い、作成すること。
- 2) 関連する資料との整合性に注意すること。
- 3) 様式の指定のあるものについては様式に従って記入し、様式の指定のないものについては、わかりやすくまとめること。
- 4) 必要に応じて説明を添えること。

5. 提案図面

「第6章 4. 4) 提案図面」に記述する提案図面の作成にあたり、下記の事項に留意すること。

- 1) 指定の様式あるいは書類を必要部数作成し、様式 14-1 「表紙」(A3版)を付け、それぞれ1分冊として左側を綴じること。
- 2) 提案図面の一覧を様式 14-2 「提案図面一覧表」に従い作成すること。
- 3) 各図面に枚数制限はもうけない。
- 4) 図面のサイズは「A2版」又は「A3版」を標準とするが、提案内容が確認できるように大きさには留意すること。

第8章 契約に関する事項

1. 基本協定の締結

落札者は、事業契約の締結に先立って、事業契約の速やかな締結に向けた相互の協力義務、本事業の円滑遂行を果たすための基本的義務に関する事項、落札者を構成する各企業の本事業における役割に関する事項及び SPC の設立に関する事項等を規定した基本協定を SPC 設立までに本組合と締結する。

また、落札者が基本協定を締結しない場合、総合評価値の上位の者から順に契約交渉を行う。ただし、この場合、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 9 号の規定に基づき随意契約となり、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 3 項の規定により落札金額の制限内でこれを行う。

なお、それまでに落札者が要した費用については、本組合の事由による場合を除き、落札者自らが負担しなければならない。

2. SPC の設立等

落札者は運営事業者である SPC を事業契約の仮契約締結前までに、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に規定される株式会社として設立し、SPC は次の要件をすべて満たさなければならない。

なお、設立する SPC の目的は本事業の運營業務を実施するのみとする。

- 1) 構成市町村に本社（本店）を設置すること。
- 2) SPC への出資は構成企業によるものとし、構成企業以外の者の出資は認めない。
- 3) 構成企業のうち、代表企業の出資比率は 50%を超えるものとし、代表企業の議決権保有割合は、SPC の設立時から事業期間を通じて 50%を超えるものとする。
- 4) すべての出資者は事業契約終了まで SPC の株式を保有し、書面による本組合の事前の承諾がある場合を除き、譲渡、担保権設定等の処分を行ってはならない。
- 5) 定款において、会社法第 326 条第 2 項に従い監査役及び会計監査人の設置を定め、会計監査人の監査を受けた財務書類を本組合に提出すること。

3. 事業契約の締結

本組合は、落札者と事業契約内容の詳細について協議を行い、令和 3 年 5 月に落札者と基本協定を、令和 3 年 7 月に事業者と基本契約（仮）を、建設事業者と建設工事請負契約（仮）を、運営事業者（SPC）と運營業務委託契約（仮）を締結する。

また、落札者が事業契約を締結しない場合、総合評価値の上位の者から順に契約交渉を行う。ただし、この場合は地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 9 号の規定に基づき随意契約となり、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 3 項の規定により、落札金額の制限内でこれを行うものとする。

なお、事業契約の締結に係る落札者の弁護士費用、印紙代等は、落札者の負担とし、入札前に明示的に確定することができなかった事項については、本組合と落札者との協議により定めるものとする。

4. 本組合議会の議決

本組合は、事業契約の締結に関する議案を令和3年8月（予定）に開催される本組合議会に提出する予定である。

また、本組合と落札者は契約内容の合意後に、仮契約を締結し、事業契約の締結に関する議案が本組合議会において、可決を経た上で事業契約を締結する。

5. 契約保証金の納付等

本事業の契約に係る保証金については次のとおりとする。ただし、会津若松地方広域市町村圏整備組合財務規則第102条に該当する場合は、契約保証金の全額又は一部の納付を免除することができる。

1) 設計・建設工事期間における保証

建設事業者は、建設工事請負契約に定める契約金額の100分の10以上の額を契約締結と同時に納付するものとする。

2) 運營業務期間における保証

運営事業者は、運營業務委託契約に定める契約金額の総額を運営期間15年間で除した額の100分の10以上の額を運営期間の各事業年度の開始日までに契約保証金として納付するものとする。

6. 違約金特約事項

落札者と本組合は、違約金に関する特約条項を締結するものとする。

第9章 事業実施に関する事項

1. 資金調達

本事業において、事業者へ最適なリスク分担が行われ、かつ長期的に事業の安定遂行が図れるように、事業者は必要となる資金を自らの責任において調達する。

2. 保険

事業者は、下記の要件を満たした保険契約を締結するものとする。

なお、詳細は事業契約書（案）を参照すること。

1) 設計・建設工事期間中の保険

建設事業者は、建設工事保険又は組立保険（又は類似の機能を有する共済等を含む）及び請負業者賠償責任保険（又は類似の機能を有する共済等を含む）に加入すること。

2) 運營業務期間中の保険

SPCは、運營業務開始から運營業務終了時までの期間において、第三者賠償責任保険、プラント部分に関する保険及び火災保険に加入すること。

3. 本組合と事業者の責任分担に関する考え方

リスク分担の考え方は「想定されるリスクをできる限り明確化したうえで、リスクを最も良く管理することができる者が当該リスクを分担するとの考え方」に基づき、本事業に係る総リスクを低減し、より質の高いサービスの提供を目指そうとするものである。このリスク分担の考え方、「PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」及び「契約に関するガイドライン」などを踏まえ、本組合と事業者の責任分担については、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）及び運營業務委託契約書（案）によるものとする。

なお、これら事業契約書（案）に示されていない責任分担については、本組合と落札者との協議により定める。

入札参加者は、負担すべきリスクを想定したうえで、技術提案を行うこと。

4. 事業契約上の債権の取り扱い

1) 債権の譲渡

本組合は、事業者から提供されるサービスを一体のものとして購入することから、事業者が本組合に対して有する債権（支払請求権）とは不可分一体である。事業者は、事前に本組合の承諾がなければ債権を譲渡することができない。

2) 債権の質権設定及び債権の担保提供

事業者が、本組合に対して有する債権に対し質権を設定する場合及びこれを担保提供する場合には、書面による本組合の事前の承諾がなければ行うことができない。

5. 事業用地に関する事項

1) 計画地条件

本事業の立地に関する事項については、「添付資料1 事業用地」に示す。

2) 都市計画決定について

用途地域は、令和3年4月以降に既設し尿処理施設の廃止をもって、会津若松市の都市計画において決定する。

3) 事業用地等の管理

事業者は事業期間において、本事業の用に供するために事業用地等を適正に管理しなければならない。

4) 土壌汚染対策・地中埋設物撤去

事業者が汚染土壌及び地中埋設物を確認した場合、本組合に報告し、必要な対策を講じなければならない。

5) 環境影響評価

本事業については、福島県環境影響評価条例（福島県条例第64号）に基づく環境影響評価を行っていることから、運営事業者はその内容を遵守するとともに事後調査に協力する。

なお、環境影響評価に対応して措置する場合の費用は、事業者の負担とする。

6. 誠実な事業遂行義務

事業者は、要求水準書、技術提案書及び事業契約に定めるところにより、誠実に事業を遂行すること。

7. 事業の部分委託等

参加表明書に記載された構成企業又は協力企業が、自らが分担して請負又は受託した当該事業の一部について、当該企業の責任において入札提案書類に記載された企業以外（主に下請企業を指す）に請負又は委託させる場合は、事前に本組合に通知しなければならない。

8. 技術者の配置

事業者は、入札説明書等に従い、資格審査書類に記載した技術者を本施設に配置すること。

9. 本組合によるモニタリング

1) モニタリングの目的

本組合は、事業者が要求水準書、技術提案書及び事業契約に定められた事業を確実に遂行し、適合しているか確認するとともに、事業者の財務状況を把握するためにモニタリングを行う。

2) モニタリングの方法

モニタリングの方法については、事業契約において定めるとおりとする。ただし、詳細については、本組合と事業者との協議により定める。

3) モニタリングの実施時期及び概要

(1) 設計・建設段階

本組合は、建設工事請負契約に定められた要求水準に適合しているか工事監理を実施する。

なお、運営事業者は運営マニュアル等を作成し、本組合の承諾を受ける。

(2) 運営段階

本組合は、運營業務委託契約及び運営マニュアルに定められた要求水準に適合しているか実施状況をモニタリングする。

(3) 財務の状況に関するモニタリング

事業者は、毎年度、会計監査人による監査を経た財務の状況について、本組合に報告しなければならない。

4) 性能未達の場合における措置

本組合は、モニタリングの結果、関連法令のほか、事業契約に定められた要求水準に適合していないと判断した場合は、事業契約に定める規定に従い、事業者に対し是正措置を講ずることを通知し、改善を求めることができる。

なお、改善されない場合には、「添付資料8 モニタリング及び運営費の減額等」において示すとおり、本組合は業務委託料等の減額等を行う。

10. 地元雇用及び管内業者の活用

本組合は地元雇用及び管内業者の活用を重視しており、本事業の実施に当たって、事業者は地元雇用及び管内業者からの工事や材料の調達、納品等について配慮すること。

11. 法制上及び税制上の措置に関する事項

本事業に関する法制上及び税制上の優遇措置等は、特に想定していない。

12. 財政上及び金融上の支援に関する事項

特に予定していない。

13. その他事業実施に際して必要な事項

1) 係争事由に係る基本的な考え方

事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合には、本組合と事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が調わない場合は法令及び事業契約に定める措置に従うものとする。

2) 管轄裁判所の指定

本事業の契約に関する紛争については、福島地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

14. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1) 基本的な考え方

事業者によって提供されるサービスの安定的・継続的な供給を確保するため、事業契約において、想定される事業の継続が困難となる事由をあらかじめ具体的に列挙し、その発生事由に応じた適切な措置を定める。

2) 本事業の継続が困難となった場合の措置

本事業の継続が困難となった場合の基本的な考え方は、その発生事由ごとに次の措置をとることとする。

なお、措置の詳細については、事業契約書（案）に定める。

(1) 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

① 事業者の提供するサービスが、事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、本組合は事業契約の定めに従い、事業者には是正勧告を行い、改善作業の実施等を求めることができる。

また、事業者が改善できなかったときは、本組合は事業契約を解除することができるものとする。

なお、その他の対応方法については、事業契約書において定める。

② 事業者の財務状況が著しく悪化するなどの事由により、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、本組合は事業契約を解除することができるものとする。

③ 前2項の規定により、本組合が事業契約を解除した場合、事業者は本組合に生じた損害を賠償しなければならない。

(2) 本組合の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

① 本組合の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により本事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約の定めに従い、事業契約を解除することができるものとする。

② 前項の規定により事業者が事業契約を解除した場合、本組合は事業者に生じた損害を賠償する。

(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により本事業の継続が困難となった場合

① 不可抗力その他、本組合又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、本組合及び事業者は、事業継続の可否について協議する。

② 一定の期間内に協議が調わないときは、それぞれの相手方に事前に書面でその旨の通知をすることにより、本組合及び事業者は事業契約を解除することができる。

第10章 その他

1. 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、本組合のホームページを通じて適宜行う。

2. 入札に伴う費用の負担

本事業の応募及び入札に係る費用は、すべて応募者及び入札参加者の負担とする。

3. 事務局（問合せ先）

会津若松地方広域市町村圏整備組合 環境センター

住所 : 〒965-0858

福島県会津若松市神指町大字南四合字深川西 292 番地 2

電話番号 : 0242-27-9004

FAX 番号 : 0242-27-9004

メールアドレス : kankyo@aizu-kouiki.jp

ホームページ : <http://www.aizu-kouiki.jp>